

町田市行政不服審査会
2018年度第3号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2021年1月27日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2018年4月5日付け18町総法第1号(2018年度第3号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2017年4月28日(請求書記載の請求の期日は2017年4月21日)に処分庁町田市長に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2017年5月12日付け17町文ス第78号の2で行った公文書不存在決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2017年5月12日付け17町文ス第78号の2をもって行った公文書不存在決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「本件条例」という。)第4条の規定により、2017年4月28日(請求書記載の請求の期日は2017年4月21日)に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「2016年12月23日、町田市総合体育館トレーニングルームにて、現場でトレーナーとして勤務する40代男性職員が、ケガ人がいることを伝え助け

ようと歩み寄った利用者に対して、突然、一方的に侮辱・脅迫行為を行った事件に関する通報日から2月5日までの一切の文書（ヒアリング実施者（指定管理者含む）・スポーツ振興課の報告書及び決裁書含む）及び防犯カメラの映像」を対象とする公文書公開請求を行った。

2 処分庁は、審査請求人に対して、2017年5月12日付け17町文ス第78号の2「公文書不存在決定通知書」により、同体育館トレーニング室には防犯カメラは一定の方向の撮影をしているものであり、上記の日にけが人が発生したとされる場所は撮影しておらず、撮影している範囲においても、上記の事案に該当する映像が記録されていないことを理由として、本件処分を行った。

3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2017年8月14日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、2017年11月9日付け17町文ス第483号「弁明書」により弁明した。

5 審査庁は、本件条例第10条第2項の規定に基づき、2018年4月5日付け18町総法第1号「公文書不存在決定処分等に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2020年9月17日 審議

2020年10月9日 審議

2020年11月27日 処分庁への事情聴取

2020年12月25日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次の理由により、処分庁の公文書不存在決定処分を取り消すことと、本件処分の理由に示された、「一定の方向」とはどこかを具体的に明記することを求めている。

(1) 決定では「一定の方向」とはどこかを明記していないため信憑性を判断できない。

(2) 市が見落としている事件解決のために有力な情報が映っている可能性もあるため「一定の方向」とはどこかを明記せよ。

- (3) 加害者が被害者に行った侮辱・脅迫行為を行っているところが映っていないから不存在とするのはあまりに短絡的である。記録された映像は有力な・貴重な情報源である。目撃証言は事件の有力な証拠となるため、映像の中に目撃者が映っていれば不存在ではない。貴重な情報源となる映像を不存在とするのは証拠隠滅と同意である。
- (4) 事件の時間帯の防犯カメラ映像自体は存在するのだから不存在ではない。

2 処分庁の主張

処分庁は、公文書不存決定通知書及び弁明書において、次のとおり主張している。

(1) 防犯カメラの映像記録（データ）の運用

町田市総合体育館トレーニング室に設置している防犯カメラの映像記録（データ）は、機器の記憶容量から、一定の保管期間経過後に自動的に新たな映像記録（データ）に置き換えられる（上書きされる）仕組みとなっている。当該防犯カメラ機器の記憶容量により、置き換えられるまでの期間は最長40日間まで設定できるが、個人情報保護の観点から、現在30日間以内に設定して運用している。

(2) 本件における不存の理由

本件に係る事件の通報があった後、担当課では直ちに、複数の職員により当該防犯カメラの映像記録（データ）を調査し、本件に係る事件の発生場所が当該防犯カメラの撮影範囲外にあること及び本件に係る事件に該当する映像が実際に記録されていないことを確認し、その内容を別途公文書として記録した。その結果、本件に係る事件の発生当日の映像記録（データ）を別途保存しておく特段の事情もないことから、通常の運用通りとしたものである。

よって、請求人から本件に係る公文書公開請求書を受け付けた2017年4月28日（請求書記載の請求の期日は2017年4月21日）においては、2016年12月23日の当該防犯カメラの映像記録（データ）が新たな映像記録（データ）に置き換えられていたことから、請求対象の映像記録を不存と決定したものである。

なお、本件通知書の不存の理由欄には、「同体育館トレーニング室には、防犯カメラ一台が設置されておりますが、この防犯カメラは一定

の方向の撮影をしているものであり、上記の日にけが人が発生したとされる場所は撮影しておりません。また、撮影している範囲においても、上記の事実に該当する映像は記録されておりません。」とあるが、これは上記の調査結果を記したものである。

(3) 防犯カメラの報告

請求人は防犯カメラの方向を明らかにしないと信頼性に欠ける、見落としがあるかもしれないと主張する。

しかし、そもそも防犯カメラは、その存在により犯罪の発生を抑止し、発生時にはその映像を記録することを目的としており、防犯カメラに関する情報を明らかにすることは、防犯カメラの設置効果を薄めることになりかねない。

捜査機関への協力を行う場合等、個別の事案において特定の者に防犯カメラに関する情報を提供することは考えられるが、何人にも目的を問わず公開とする情報公開制度において防犯カメラの方向を明らかにすることは、行政執行上、著しい支障をきたすものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）は、2016年12月23日、町田市総合体育館トレーニングルームで発生した事故（以下「本件事故」という。）に関連した特定職員の利用者に対する対応（以下「本件事案」という。）に関して記録された防犯カメラの映像である。

実施機関は、本件請求に対して、防犯カメラが本件事故発生場所を撮影していないこと、また、撮影範囲において、本件事案に該当する映像が記録されていないことを理由として、本件請求文書は不存在とした。

2 本件請求文書の存否について

本件請求文書が不存在であることについて、実施機関は、2017年5月12日付公文書不存在決定通知書（17町文ス第78号の2）において、「同体育館トレーニング室には、防犯カメラ一台が設置されておりますが、この防犯カメラは一定の方向の撮影をしているものであり、上記の日にけが人が発生したとされる場所は撮影をしておりません。また、撮影してい

る範囲においても、上記の事案に該当する映像は記録されておられません。」とする。

ただし、実施機関の2017年11月16日付弁明書(17町文ス第483号)によれば、当該防犯カメラの映像は、①本件事案(及び本件事故)の発生場所が当該防犯カメラの撮影範囲外にあること、②本件事案(及び本件事故)に該当する映像が実際に記録されていないことを確認し、その内容(本件事案(及び本件事故)が記録されていないこと)を別途公文書として記録したことから、当該映像記録を通常の運用通り取り扱ったとしている。町田市総合体育館では、防犯カメラの映像記録(データ)の保存につき、30日を上限として保管された後、自動的に新たな映像記録に上書きされる運用がなされていることから、すでに、当該防犯カメラの映像は、本件事案発生後30日を経過したすくなくとも2017年1月22日には上書きされ、廃棄されていたことになる。

実施機関は、請求文書の不存理由について、上述の通り、請求に係る事実が記録されている文書がないことによる公文書不存を示しているが、その意味で、本件公文書公開請求がなされた2017年4月28日(請求書記載の請求の期日は2017年4月21日)及び公文書不存決定がなされた2017年5月17日には、当該防犯カメラ映像は存在しておらず、物理的にも不存ということになる。

実施機関は、弁明書において、公文書不存決定の理由は、「担当課による調査結果を記したもの」であるとしているが、以上の事実に鑑みれば、あわせて物理的にも不存であることも理由として記載すべきであった。その意味で、公文書不存決定通知書において理由の提示の不備は認められるが、当該防犯カメラの映像(データ)はすでに廃棄されており、公文書が不存の妥当性において、結論においてかわるところはない。

3 本件事案が記録されていないことを理由とする不存の妥当性

当該防犯カメラの映像に、本件事案が記録されていなかったかどうかについて、すでに当該防犯カメラ映像が廃棄されていることから、これを検証することはできないが、本件事案が記録されていないことを理由とする不存の妥当性について一応述べておく。

まず、上記の本件事案(及び本件事故)の発生場所が当該防犯カメラの

撮影範囲外であることについては、当審査会が見分した限りにおいて特段疑うことはない。ただし、2017年8月14日付審査請求書において審査請求人が述べるとおり、当該防犯カメラ映像には、仮に本件事案（及び本件事故）の発生場所以外の映像であったとしても、「有力な・貴重な情報源」が記録されている可能性もあり、撮影範囲外であることをもって、本件事案が記録されていなかったとは必ずしもいえない。

次に、実施機関は、本件事案（及び本件事故）に該当する映像が実際に記録されていないことを確認し、その内容を別途公文書として記録したとしている点であるが、2017年4月28日付公文書公開請求に係る2017年5月12日付公文書非公開決定（17町文ス第79号の2）において、非公開とされた公文書につき、当審査会が見分したところによれば、「ご指摘の接客シーン・・・は、撮影・録画されていないことを確認しました。」とするにとどまっております、その記述をもとに、「有力な・貴重な情報源」を含めた本件事案（及び本件事故）に該当する映像が実際に記録されていなかったことを確認することはできなかった。

当該防犯カメラ映像の別途の保管については、本件事案（及び本件事故）に該当する映像が実際に記録されていたかどうかには依存することから、別途公文書に記録するというのであれば、少なくとも、当該防犯カメラ映像に何が映っていたのかを記載すべきで、単に、撮影・録画されていないとの結論のみを記載することは、公文書の作成として大いに問題があるといわざるを得ない。なお、当審査会の聴取において、実施機関は、防犯カメラを確認した職員の記憶として、本件事故及事案の発生場所は撮影範囲以外であった、防犯カメラの映像には、数名の利用者と施設スタッフが映っていた、本件事故及び事案が起こった時間帯に、利用者が何かに気づいたような行動はなかった、そして施設スタッフが慌ただしく動く姿は映っていませんでしたとしている。

4 結論

以上のとおり、本件事案が記録されていないことを理由とする不存在について妥当であるとはいえないが、当該防犯カメラ映像（データ）はすでに廃棄されており、その意味で、請求に係る公文書を不存在とした実施機関の判断は妥当である。